(国土交通委員会)

ン シ 彐 ン 0) 建 替 え 0) 円 滑 化 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を改 正 一する 法 律 案 閣 法 第 匹 五 号) 衆 議

院送付)要旨

本 法 律 案 は 地 震 に 対 する安 全 性 が 確 保 さ れ て 1 な 1 7 ン シ 日 ン 0 建 替 え 等 0) 円 滑 化 を 図 る た め、

彐 ン 及 び そ \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 売 却 を 多 数 決 に ょ ŋ 行 うこと を 可 能 とす る 制 度 を 創 設 す る 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 じ ようとす んるも

 \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お り で あ る。

法

律

 \mathcal{O}

題

名

を

7

ン

シ

彐

ン

 \mathcal{O}

建

替

え

等

 \mathcal{O}

円

滑

化

に

関

す

る

法

律」

に

改

 \Diamond

ることとする。

のではい。その言え中名に近のとおいてある。

_ 耐 震 性 が 不 足 L てい ることに つ W て 特 定 行 政 庁 \mathcal{O} 認 定 を受け た マ ン シ 彐 ン 0) 区 分 所 有 者 は、 区 分 所 有 者

等 \mathcal{O} 五. 分 \mathcal{O} 兀 以 上 \mathcal{O} 多 数で、マンショ ン 及び そ 0 敷 地 を 売 却 す る旨 \mathcal{O} 決 議 をすることができることとする。

三 0) 決 議 に 係 る 7 ン シ 彐 ン を 買 ١ ر 受けようとする者 は、 決 議 前 に、 当 該 7 ン シ 彐 ン に 係 る 買 受 計 画 を 作

成 し、 都 道 府 県 知 事 等 \mathcal{O} 認 定を受けることができることとし、 決 議 で 定 8 る買受人は、 当 該 認 定 を受け た

者でなければならないこととする。

兀 <u>一</u>の 決 議 \mathcal{O} 合 意者は、 決議 合 意者等 0) 匹 分の三以上の同 意 で、 都 道 府 県 知 事 · 等 0) 認 可を受けてマ ン シ

ン 及 び そ \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 売 却 を 行 う組 合 を 設 立 することができることとする。

五. 組 合 は 7 ン シ 彐 ン 及 び そ \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 売 却 に 参 加 L な 11 区 分 所 有者 に 対 し、 区 分所 有 権 及 び 敷 地 利 用 権 を

時価で売り渡すことを請求できることとする。

六 都 道 府 県 知 事 等 \mathcal{O} 認 可 を受け た 分 配 金 取 得 計 画 で 定 8 る 権 利 消 滅 期 日 に、 7 ン シ 彐 ン 及 び そ 0 敷 地

利

用

権 は 組 合 に 帰 属 L 当 該 7 ン シ 彐 ン 及 び そ \mathcal{O} 敷 地 利 用 権 に 係 る 借 家 権 及 び 担 保 権 は 消 滅 す ることとす

七 組 合 は 権 利 消 滅 期 日 ま で に、 決 議 に 合 意 L た 区 分 所 有 者 に 対 L て 分 配 金 を、 ま た、 借 家 権 者 に 対 L 7

補 償 金 を 支 払 わ な け れ ば な 5 な 1 こととす る。

八 耐 震 性 が 不 足 L て 1 ることに 0 1 て 認 定 を受 け た 7 ン シ 日 ン \mathcal{O} 建 替 え に ょ ŋ 新 たに 建 築 ż れ る 7 ン シ 彐

ン で、 定 \mathcal{O} 敷 地 面 積 を 有 し、 市 街 地 環 境 \mathcal{O} 整 備 改 善 に 資 す る ŧ \mathcal{O} に 0 7 て は 特 定 行 政 庁 \mathcal{O} 許 可 に ょ

り容積率制限を緩和することができることとする。

九 こ の 法 律 は 公 布 0) 日 カゝ ら起算 して六月を超え な 1 範 囲 内 に お V て政令で定める日 か ら施 行することと

する。